

防府市指定公金事務取扱者検査実施要領

令和 8 年 3 月 2 4 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 4 3 条の 2 第 8 項に基づく指定公金事務取扱者の委託に係る事務の検査に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の基本方針)

第 2 条 検査は、公金事務の状況を確認することにより、公金事務の適正性の確保を図るとともに、不正な事務処理の防止に資することを基本方針とする。

(書類検査)

第 3 条 会計管理者は、指定公金事務取扱者に対して、公金事務に関する帳簿書類その他の物件を書面または電磁的記録により提出を求めるものとする。

(実地検査)

第 4 条 会計管理者は、前条に規定する物件が提出されないときその他会計管理者が特に認めるときは、その必要な限度で、出納室の職員のうちから会計管理者が指定した者(以下「検査員」という。)に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を提示若しくは提出させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、防府市職員服務規程第 6 条に規定する職員証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、

これを提示しなければならない。

(検査の時期)

第5条 会計管理者は、指定公金事務取扱者に公金事務を委託する期間に、前2条の規定により検査を行わなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該指定公金事務取扱者に初めて公金事務を委託した日又は当該公金事務の検査をした日から3年を経過する日までに1回以上実施する。

(1) 公金事務の委託が終了する日から1年を経過する日までに当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託することが見込まれるとき。

(2) 公金事務を委託した日前1年以内に当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託していたとき。

3 会計管理者が必要と認めるときは、前2項にかかわらず、臨時に検査することができる。

(検査実施の通知)

第6条 会計管理者は、前3条の規定により検査を行うときは、あらかじめ、指定公金事務取扱者に対し、委託業務を所管する課(以下「所管課」という。)の長を経て、検査の内容を通知しなければならない。

2 第4条の規定により実地検査をしようとするときは、検査日時、検査場所及び検査する物件の内容を前項に規定する通知に記載しなければならない。

(検査報告)

第7条 検査員は、検査終了後速やかに、検査結果について、会計管理

者に報告しなければならない。

(検査結果の通知等)

第8条 会計管理者は、検査の結果について、指定公金事務取扱者に対し、所管課長を通じて、その結果を通知しなければならない。

2 会計管理者は、検査の結果、公金の取扱いについて不適切な事務処理が認められる場合は、法第243条の2第9項の規定により、指定公金事務取扱者に対し事務処理の是正を求めるものとする。

3 会計管理者は、前項の規定により事務処理の是正を求めたときは、指定公金事務取扱者に対し、その結果を書面により報告させるものとする。

4 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、所管課長にその内容を通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。